

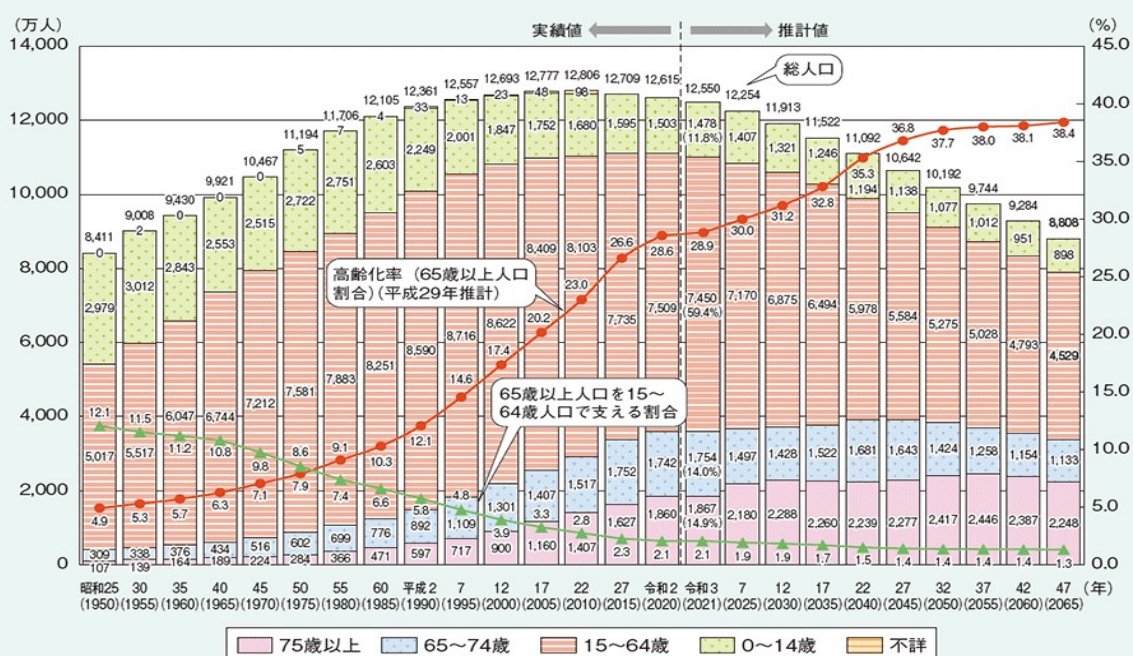
第1章 計画の策定にあたって

1 社会背景

(1) わが国の社会状況

日本の総人口は、総務省統計局の人口推計によると、令和5年(2023)10月1日現在(確定値)1億2,434万人で、前年同月比60万人の減となっており、既に人口減少社会が現実のものとなっています。一方、65歳以上の高齢者人口は、3,622万人となっており、高齢化率は年々増加しています。今後は、少子化の進展と、いわゆる「団塊の世代」の高齢化が同時に進行していくため、わが国の高齢化は今後も加速度的に進んでいくものと思われます。

○高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」(2015年及び2020年は不詳補完値による。)、2021年は総務省「人口推計」(令和3年10月1日現在(令和2年国勢調査を基準とする推計値))、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2021年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」(不詳補完値)の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

(注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

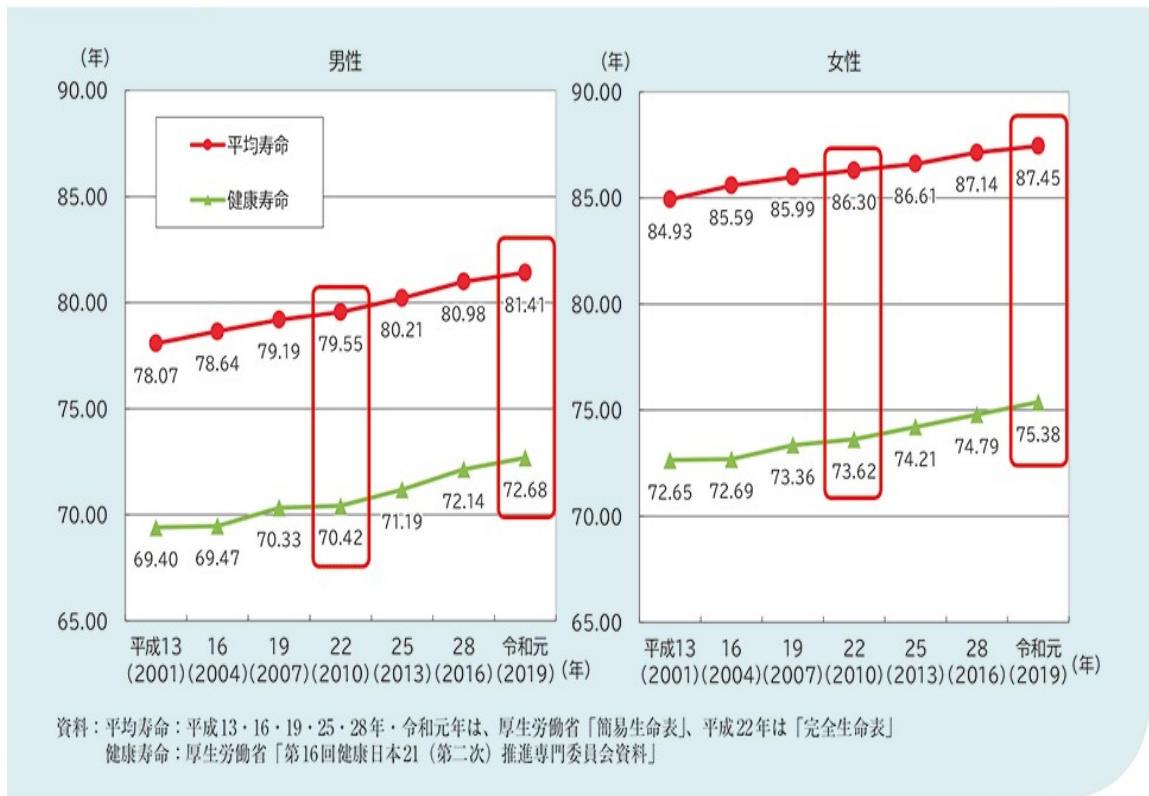
(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じ得るものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

(注4) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

出典：内閣府「令和5年版高齢社会白書」

また、日本人の平均寿命は、令和元年(2019)には男性が81歳、女性が87歳を超え、全体として伸び続けています。日常的に介護に依存せず自立した生活ができる期間とされる健康寿命も、令和元年(2019)には男性が72歳、女性が75歳と、上昇傾向にあります。こうしたことから、我が国は多くの国民が長い高齢期を過ごす状況であり、世界的に最も高齢化が進んでいます。

○平均寿命と健康寿命の推移



出典：内閣府「令和5年版高齢社会白書」

このような状況から、高齢者を巡って複雑化した課題が見込まれる中、過ごし方が多様化していくと予想されます。このことは、当面の間、増加の一途をたどる高齢者それぞれの状況に応じた、様々な支援が必要となることを示しています。

健康長寿社会に向けて、健康寿命の延伸や生涯現役で活躍できる環境づくりを進めていくためには、高齢者の健康維持を促進する取組や地域とのつながりを重視した社会参加、さらには生きがいづくりを念頭に置いた「人材」としての活用の推進も重要になります。

一方、令和2年(2020)1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が確認され、以降、経済活動の停滞等の影響により、生活の困窮をはじめとした様々な不安や悩みを抱える人が増加するなど、社会情勢の大幅な変化が生じました。

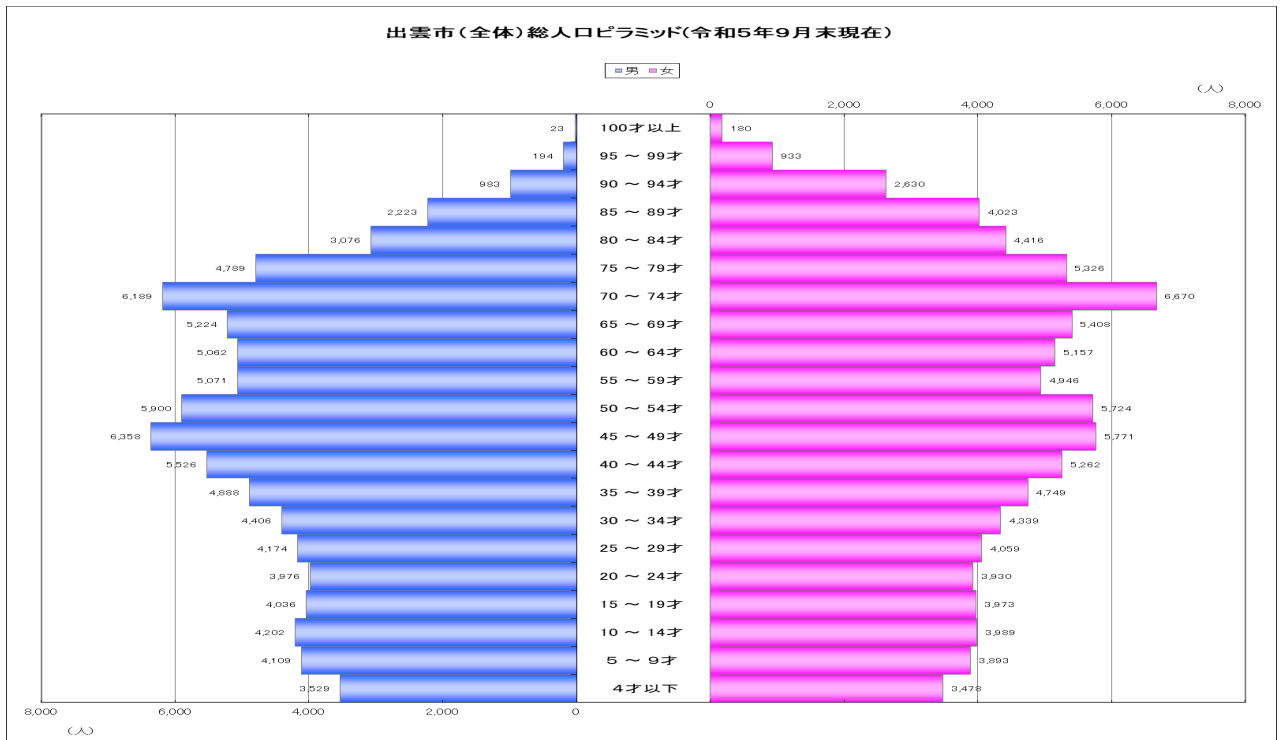
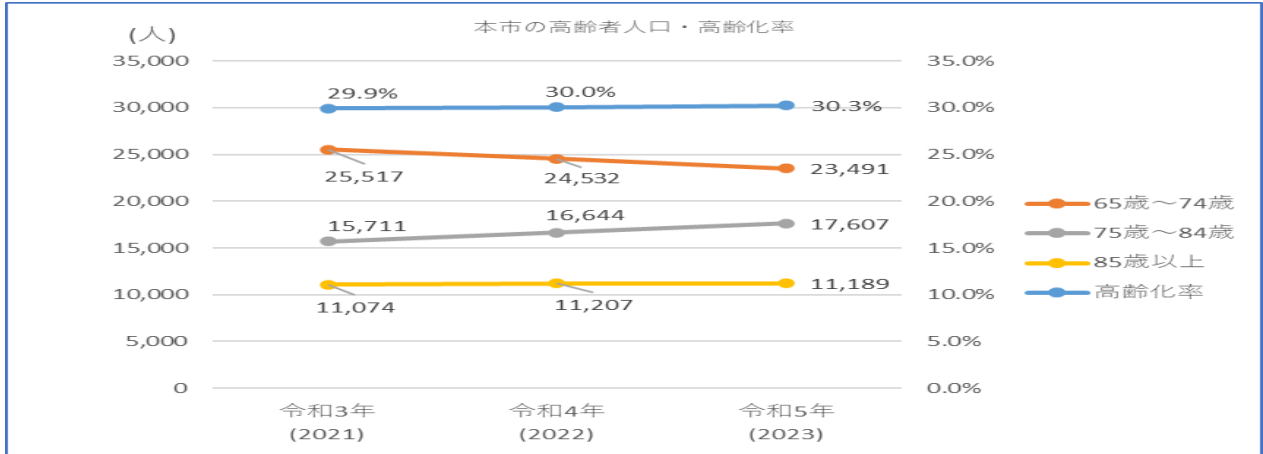
また、令和2年(2020)6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、「地域共生社会の実現」へ向けたさらなる取組が示されました。

直近では、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設が新たに規定され、令和3年(2021)4月に施行されています。

更には、令和5年(2023)6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症基本法」という。）が成立し、認知症の人の尊厳を守ることや認知症施策の推進が図られることになりました。

(2) 出雲市の社会状況

本市の令和5年(2023)9月末時点の高齢者数は約5万2千人で、高齢化率は30.3%となっており、緩やかながら高齢化が進展しています。



資料：住民基本台帳

本市の特徴としては、医療・介護の資源が比較的豊富にありますが、地域により偏在しているのが課題であり、公共交通機関・生活関連資源・住民同士の助け合い意識等においても、地域により異なる状況が見られます。生活における困り事も、地域によって様々です。

また、本市の外国人住民の全体数は、令和5年(2023)9月末時点で4,445人と市全体の2.6%となっており、この内131名が65歳以上であり、外国人の要介護認定者も今後増加することが見込まれます。

このような特徴や課題を踏まえながら、高齢者に対する支援策については、地域によって異なるニーズに応じた多様な方向性を念頭に置いて進めていく必要があります。

2 計画の目的

本計画は、わが国及び本市の現状並びに将来像を踏まえ、中長期的な視点を持ちながら、本市の介護保険事業が安定的・持続的に運営できることを目的としています。さらに、介護保険事業のみならず、住民ボランティアやNPO法人による介護予防や生活支援等の取組、高齢者の権利擁護等、高齢者に関するすべての分野を念頭に、高齢者福祉施策の全般を推進していくとともに、地域共生社会の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

(1) 介護保険法に基づく法定計画

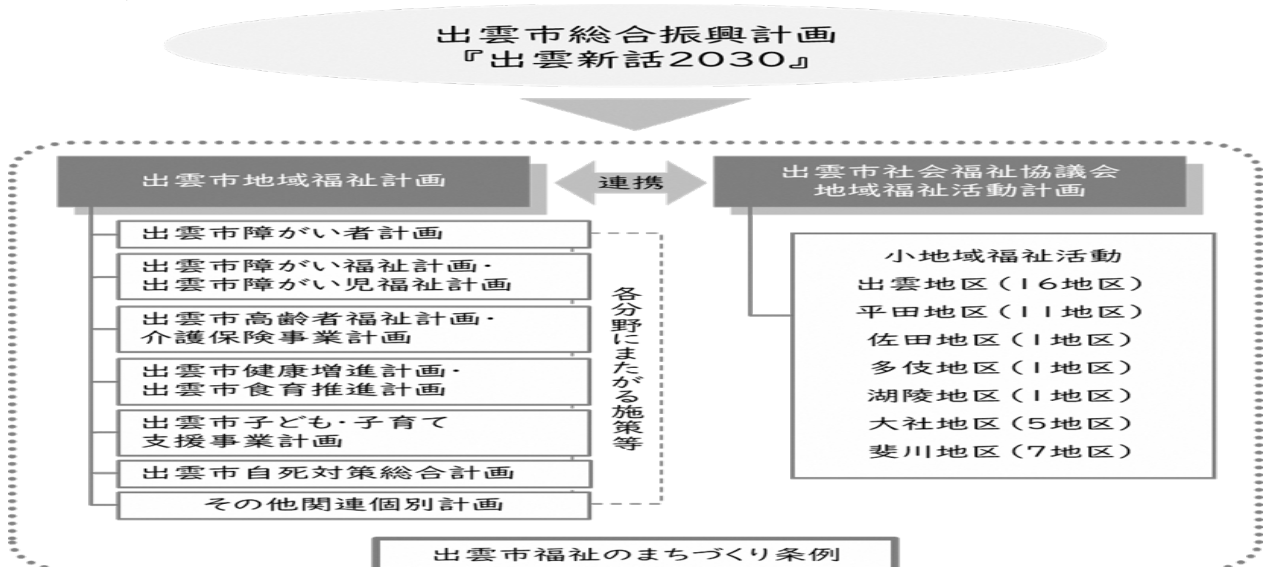
平成12年(2000)に介護保険法が施行され、全市町村において、3か年を1期とする「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉・介護保険に関する事業を計画的に推進することが義務づけられました。これを受け、本市も合併前の各市町による第1期計画(平成12年度(2000)～平成14年度(2002))策定以降、第8期計画(令和3年度(2021)～令和5年度(2023))まで順次計画を策定し、介護サービスの基盤整備や高齢者への支援策の推進に努めてきました。本計画は、介護保険法に基づく第9期の高齢者福祉・介護保険事業計画として策定するものです。

また、国において介護保険制度の様々な改正が順次行われており、そのような状況を踏まえながら、第9期計画の事業を進めていくことになります。

(2) 市の行政計画

出雲市のまちづくりの最上位計画である出雲市総合振興計画「出雲新話2030」に掲げる方策のうち、福祉分野を具体化する計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、高齢者・障がい者・子育て等、福祉分野全般の個別計画の上位計画として位置づけられています。本計画は、福祉分野の中で高齢者福祉・介護保険に関する分野を担う個別計画です。

本計画の策定にあたっては、上位計画のほか、他の個別計画(障がい者福祉計画、健康増進計画等)や、県の保健医療計画との整合性を図りました。



(3) 市民との協働計画

本市の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの深化を目指し、行政と市民が協働して取り組む計画として策定しました。

4 計画期間等

本計画の計画期間は、令和6年度(2024)から令和8年度(2026)までの3年間です。

なお、本計画期間中の介護サービス基盤整備目標等については、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年度(2025)、さらに「団塊ジュニア世代」が65歳となる令和22年度(2040)も見据えて、人口構造及び介護サービス必要量を見込んで定めています。

5 計画の策定経過

本計画については、介護保険被保険者代表や学識経験者、介護サービス事業従事者で構成される「介護保険運営協議会」において、令和5年度(2023)に5回にわたり議論していただきながら策定を進めました。本計画は、同協議会で出された意見・提案等が反映されたものとなっています。

また、パブリックコメントを実施し、市民の意見を計画に反映しました。